

第299回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年5月14日(火) 14:00~15:30
2. 通知年月日 令和6年5月 1日(水)
3. 公示年月日 令和6年5月 7日(火)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号
県庁 3階 321会議室
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、岡部委員、
菊地委員、松尾委員、小林委員、浅川委員、岡村委員、
山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 松尾事務局長、馬場事務局次長、丸田課長補佐、
荒井係長、本多書記、原書記
(長崎県) 漁業振興課 村瀬企画監、
漁業調整担当 本田参事、鈴木主任技師、木村主任技師
漁港漁場課 漁場・環境計画担当 円口技師、中島技師

6. 議題

第1号議案 「長崎県南部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」

第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第3号議案 「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」

その他

「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」

7. 議事

(開会)

事務局 　ただ今より、第299回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、吉谷会長よりご挨拶をお願いします。

会長 　(会長挨拶)

会長 　本日は新年度になり初めての委員会ですので、4月1日付けで事務局に異動になりました職員の紹介をお願いします。

事務局 　事務局長の松尾でございます。

事務局次長の馬場でございます。

事務局係長の荒井でございます。

会 長 それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、村田委員、中澤委員が欠席されています。
定員15名中、13名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から村瀬企画監と、第1号議案、第2号議案の説明等のため同じく漁業振興課漁業調整担当の本田参事、鈴木主任技師、木村主任技師が、第3号議案説明のため漁港漁場課から中島技師、円口技師が出席していますので紹介します。

会 長 これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。
本日の議事録署名人は、「本西委員」と「菊地委員」に願います。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「長崎県南部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」

○第2号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

○第3号議案

「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」

○その他

「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」

となっております。

なお、14時15分からは委員会を休会し、14時45分まで第1号議案に係る公聴会を開催します。

その後、委員会を再開し、第1号議案の審議を行います。

それでは、第1号議案「長崎県南部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」を上程します。

会 長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>第1号議案について、お手元の資料の5ページをご覧ください。県から諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。</p> <p>(諮問文朗読)</p> <p>また、お手元の資料6ページから14ページまで、関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。</p>
漁業振興課(鈴木)	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は、令和6年9月1日予定の区画漁業権の期中免許に向けて、これまで要望調査、現地調査、パブリックコメントによる利害関係者からの意見聴取、関係機関との協議を実施し、県が漁業調整上、公益上、支障がないと判断して作成。 ・6頁の長崎県南部海区漁場計画の変更案の公示内容を説明。
事務局	会長、説明の途中ですが、14時15分となりました。
会 長	<p>公聴会の開催時刻となりましたので、ここで委員会を一旦休会します。(公聴会の出席申し込みがなく、公聴人の出席がないことを事務局から報告)</p> <p>それでは公聴人の出席があった場合は再度委員会を休会し公聴会に切り替えることとして、委員会を再開します。説明を続けてください。</p>
漁業振興課(鈴木)	<ul style="list-style-type: none"> ・7～9頁(別表)をもとに新たに變更追加する4件の漁場計画の内容(漁場計画番号、漁場の位置、漁業の種類及び名称、漁業の時期、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区、条件、新規又は継続の別、備考)を説明。
会 長	ただいま説明がありましたことについて、ご審議願います。ご質問、意見等ございませんか。
五島委員	南区計第2509号なのですが、これはもともと「魚類小割式」の漁場に漁業種類の変更ということは、漁業種類を追加するということですか。
漁業振興課(鈴木)	もともと南区計第1004号「魚類小割式養殖業」の免許があるところに今回新たに南区計第2509号「介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)」を新規で重複して計画するものです。
五島委員	漁業の時期が周年になっていますから、魚類小割式も周年、どちらも1年

中だったら、いったいどちらの養殖をそこでしていることになるんでしょう。魚類養殖の場合は漁場面積の1/10しか小割は使えないとなっていると思いますが、その余った部分で介類垂下式、カキか何かですかをやるつもりなのか。それはどっちなんですか。

漁業振興課(鈴木) 1点目のどちらも同じ漁場で周年養殖をするということについては、おそらくこの漁場の中で、魚類養殖をする区域と介類養殖をする区域があって、どちらも周年操業する形になるかと思います。筏の設置面積を漁場面積の10%以下にする制限は「魚類養殖」と「くろまぐろ養殖」に限ってのことですので、今回の介類垂下式養殖の分はこの10%には加わらないこととなります。

五島委員 10%しか筏が設置できないというのは、漁場環境を保全、よく保つために漁場をいっぱい使っちゃいけないというのがもともとの考え方はず。それで余ってるところにほかの養殖をするというのは、そもそもの魚類養殖についても漁場環境が悪化するという考え方と違ってくる。そのところはどうか。

漁業振興課(鈴木) 同じ区域で違う養殖をするというのは、あらかじめ漁場計画作成の段階で漁協とも確認はして、その漁場の中で魚類養殖をする人と介類養殖をする人との間で調整がとれていれば設定はできるという指導はしています。ですのでその中で、お互いに環境の悪化が引き起こされないように調整を図っていくものだと考えています。

五島委員 小割が1/10しか使えないというのは、地元漁協の考えとかいうことではなくて県が漁場計画をたてるうえでの基本的な考え方はず。漁協がいいとか悪いとかの話ではない。県が漁場計画をたてるうえで漁場環境をどう保全していくかという考え方はずで、まあこういうケース、空いてところで養殖やっていいでしょ、それはダメだと言ってきたのがこれまでで、今回具体的に何の養殖をするかわかりませんが、例えばカキを養殖すれば水質の改善になるとか、そういうふうな考え方があるうえで1/10以外で余ったところで養殖をやっても漁場に負荷をかけないですよとかの整理ができているとすれば考え方としてはまだ良いかと思うんですが、ただ空いているところに漁協が要求したから計画しますというのは、漁場計画をたてる県の姿勢としてはどうかと思います。

漁業振興課(本田) 魚類養殖の10%の規定につきましては、原則ということで考え方を変えております。今回の計画する漁場はウニを養殖することになっています。ウニですので特に環境に負荷を与えるというのは少ないものと考えております。

岡部委員	今のウニだから環境に負荷はかけないというのは結果論、介類でアコヤガイを除くになっているので、免許されたらほかのもできますよね。
漁業振興課(鈴木)	介類であればできることになります。
岡部委員	免許した以上はですね。ただ今回の介類の漁場設定の申請はウニをやるという目的をもって申請をあげてきた。ただ今五島委員が言われたこれまでの漁場を保全するためのという流れの中で、今長崎県の中で、うちの海域の中だけでもいいが、介類と魚類の重複免許はどのくらいあるんですか。
漁業振興課(鈴木)	介類と魚類の重複免許はほとんど無かったと思います。
岡部委員	ほとんどというのは、あるということ？
漁業振興課(鈴木)	手元に資料がないので、自分が覚えている範囲では、多分ないと思います。
岡部委員	だとしたら、今回が初めてということですか。
浅川委員	初めてということであればなおさらちゃんと五島委員が言われるように整理しておかなければならないんじゃないですか。養殖漁場というのはかなり広い範囲でやれるように設定している。それが魚類と介類とダブったところでやるようになるんでしょ。それは整理したうえでやらないと、どこの漁場でもやれるようになる。かなり影響が出てくる。そこら辺を含めて検討しなければならないのでは。
岡部委員	<p>極端な話、90%漁場が空いてた。魚類養殖は面積の10%しか筏を置けないので。そこに、その面積の80%に介類をやろうとしたらやれる。介類には縛りがないから。理屈上はやれることになりますよね。ですので今回介類と重複免許とする時に、介類の面積を除外した魚類の面積について、介類を増やすのであれば、魚類の面積は10%なので少なくなるはずなので、その辺を何かルールを持っておかないと止めきれなくなる。</p> <p>今、橘湾東部漁協がやろうとしているウニの養殖については、そんな大規模なものではないのでなんら問題は起こらないと思います。結構大きな漁場ですので。小さな漁場で、筏がずらっと並ぶというのは考えておかなければならないと感じました。</p>
五島委員	一つ考え方としてはウニの養殖の面積がどれくらいあるのか分からないの

ですが、岡部委員が言われるように、大した規模でないのであれば、別に設定すればいいんですよね。重複しなくて。重複免許というのは、普通こんな全然違う種類でやるのではなくて、魚類なら魚類で、魚種がたくさん被るので昔は魚種ごとにやっていた時もあるんですが、魚種名をいっぱい列記していた時代があって、そういう時にいわゆる重複免許の形になってたことはあった。でもまったく違う、養殖の仕方も違う、これぐらい設置するのであれば養殖の時期が違うだとか、そうやって両方が成り立つような漁場計画を立てるべきで、まったく養殖時期が一緒でたいした漁場面積でないのであれば新たに作った方が整理しやすいはずで、なんで重複免許にしたのか私にはよく理解できない。

事務局長 理由がわかりますか。

漁業振興課(鈴木) 漁場が立体的な活用が可能であれば、それは認めていくべきと水産庁からの技術的助言にはあったので、環境の問題や内部での調整がはかられているもので漁協からの要望があったものについては、県として否定するものではないと考えます。

五島委員 海面の立体的利用はそれは良いことで進めていくべきと思う。でもなんでもそれでできるとはならないことを理解しておいた方が良い。漁業種類によってはそうはいかない部分もある。例えば魚類養殖の上にワカメを養殖するというんだったらまだ分かる。藻類をやれば水質浄化ができるから。魚類の中でウニをやる。ウニは先ほど環境にはあまり影響ないとの説明があったがそれはどうかと思う。糞を出す量も多いし。立体的な利用は進めなければならぬがそこは個別によく考えることが必要。

松尾委員 ウニは赤ウニなんですか。ムラサキウニですか。

漁業振興課(鈴木) ムラサキウニです。

松尾委員 私は赤ウニの養殖を海面でやったことがある。養殖っていうのはなんの魚種であれ糞をするので最終的には環境は悪くなる。長年ずっと一緒にやるとね。

だからそういう対策をとってからやるというなら良いが、やりっぱなしにやるとなれば、先ほどから言われている話につながっていくんじゃないですか。

事務局長 ちょっと確認させてもらっていいでしょうか。

会長 一旦、休会します。

会 長 再開します。事務局長どうぞ。

事務局長 一つは確かに国から出されたガイドラインを見ると、水面の高度利用というのは謳われていまして、おそらくこの海域につきましても広い漁場ですので魚類を10%やるなかで、新たに介類をやるという考えだと思います。

ガイドラインに沿うと限られた漁場を有効に使っていくというふうにされていますので県としてはその考えに沿ったものだと考え漁場計画を立てたということです。一方ご心配の密度の問題だとか確かにルール化しておかないと野放図になってしまう。魚類の10%は決まっているが介類の方で過度な養殖になってしまうという懸念。一応これは団体漁業権でこの後漁協が行使規則を地元関係者の2/3の同意を得て作っていきますので、行使規則の中にルールをきちんと謳ったうえで過度な養殖にならないように漁協を指導して、一定のルールの中で漁業権を行使していただくというのが、最善の策なのかと考えますので、ご理解をお願いします。

松下委員 具体的にどれくらいの面積を使うかというのはまだ分からないんですか。ウニ養殖に筏を何台置くとか。

漁業振興課(鈴木) 今回の漁場計画を作成するにあたって、漁場設定願を出してもらっていて、その中の漁場利用計画では筏を何台設置するという計画は出してもらっています。

松下委員 例えばそれが総面積のうちの10%を使う程度であれば、今回の話も魚類の10%の制限があるにしても微調整で済むと思いますが、それが50%になると話は別になると思うので、そこら辺を確認しておく必要があると思います。

五島委員 水面の有効利用のためにこういうことをやっていくというのはとても良いことなので進めて良いが、それを積極的にやろうと思うんだったらそれなりのルール化はきちんとしないと。今回の場所は周りには何もなくて広い海面なので実質問題はないと思う。ただこれがなし崩し的になってしまうと、例えばこれが五島海区の若松島とかそういった所になるととんでもない話になる。そこは県としてやるならやるでルールを定めた方が良いでしょう。

会 長 その他ございませんか。

各委員 (特になし)

会 長 まだ、第1号議案については公聴会の時間が終了していません。あと3分ぐらいあるようです。ここで一旦休会します。

会 長 公聴会の終了時刻(14:45)となりましたので公聴会を終了します。
委員会を再開します。
1号議案については、ほかに質疑等ありませんか。

全委員 (ほかに無し)

会 長 質疑等ほかにないようですので、第1号議案については諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 それでは第1号議案については諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定しました。
次に第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 第2号議案について、お手元の資料の16ページをご覧ください。県から諮問文がまいておきますので、郎諾させていただきます。

(諮問文朗読)

また、資料17ページから20ページまで関連する資料を添付しておりますので担当者から説明いたします。

漁業振興課(木村) [次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について説明
○ きすこぎさし網漁業
○ 手繰第2種えびこぎ網漁業]

会 長 ただいま、説明がありましたこのことについてご審議願います。ご質問、意見等ありませんか。

各委員 (特になし)

会 長 特にご意見等ないようですので、原案どおり公示して差し支えない旨答申することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措

会 長 置等の公示について(諮問)」は諮問原案どおり公示して差し支えない旨答申することに決定いたします。

次に第3号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

事務局 第3号議案について、お手元の資料の22ページをご覧ください。県から協議文がまいておりますので、郎諾させていただきます。

(協議文朗読)

また、お手元の資料23ページから24ページまで、関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。

漁港漁場
課(中島)

○長崎県南部海区における県営魚礁の設置計画について説明。
設置箇所：長崎北西

会 長 ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご質問、意見等ありませんか。

各委員 (意見等無し)

会 長 ご意見等ないようですので、第3号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は漁業調整上支障ない旨回答することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第3号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は漁業調整上支障ない旨回答することに決定しました。

続きまして、その他の件とします。

「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について」ご報告願います。

事務局

資料25ページからをお願いします。担当から説明いたします。

漁業振興課(本多)

・令和5管理年度のまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について報告

会長

これに対して、何かご質問等がありますか。

各委員

(特になし)

会長

他になければ、前回3月開催の第298回委員会で吉本委員から「遊漁のたもすくい網」の件について問題提起があっておりましたが、その後の動きについて、何か報告等ありませんか。

漁業振興課(本多)

○前回の吉本委員からの意見の概要とその後の進捗及び県漁業振興課の今後の対応について説明。

<前回の意見の概要>

- ・有明4県(熊本、福岡、佐賀、長崎)の各漁業調整規則で遊漁者が行ってよい漁具漁法の定めがあるが、各県で「たもすくい」に関する規定が不統一。
- ・福岡県、熊本県は照明などを利用した「たもすくい」は禁止。
- ・佐賀県では、集魚灯を利用した「たもすくい」は禁止。
- ・長崎県は「たもすくい」の照明利用の制限がない。
- ・このようなことから、他県の遊漁者が本県海域で、照明を使ってガザミの「たもすくい」を行っており、長崎県でも漁業調整規則の改正をすべき。

<その後の進捗及び今後の対応>

- ・あらためて吉本委員を訪問し、県への要望内容を確認。
- ・まずは、遊漁者の実態把握を行う。
- ・具体的には、島原漁協のガザミ漁業者の方に他県船の操業状況、遊漁船業者のトラブルについても聞き取り(他の漁協も、順次実施)。
- ・6/15以降に有明海の港を巡回し、サーチライトを装備したガザミのたもすくいを実施していると考えられる船の隻数調査を予定。

吉本委員

前回の委員会で委員の皆様、どうすれば良いかお知恵を貸してほしいとお伺いして、委員の皆様から個別にいろんな教示をいただきました。吉谷会長には私のところに来ていただく機会があったので、どういったことができるのか色々と相談をさせていただきました。私としては規則を定めて他県と同じようなルールの中でやらないと、長崎県の中は野放図に他県から荒らされているというようにしか見えない。早期に他県と肩を並べるようなルール作りをしていただきたい。ということで要望書的なものを私が作成してこれを

吉本委員	<p>添削してほしいと漁業振興課に預けている状況、ボールはもう投げたという状況です。今漁業振興課が言われたように、昨日、ガザミの資源管理の協議会が開かれ、組合長さんや漁業者、九州漁業調整事務所も入って行われた中で、そこは大きな課題である、資源を維持、確保するのに漁業者だけがそれを行うべき話ではない、遊漁者も同じようにちゃんとしたルールの中でやるべき。許されるのであれば仕方ないのだけれど、許していいものか。許されていない県、ほかの3県ではルール化されている。そのような状況であれば、私たち長崎県が少し出遅れたがとにかくやっていただきたい。そうすると一定程度資源量も把握する、そして取組についても皆さんがもっと実感がわいて資源を増やすことができるのではないか、というような意見が多く出ました。今回私が3月の委員会で皆様にはご迷惑をおかけしたかなと思っておりますのでその点についてはお詫び申し上げます。県の水産部の皆さんには引き続きよろしく願いいたします。</p>
岡部委員	<p>事務局の説明は「現状把握に努めます」というふうにしか聞こえませんでした。この間から他県の状況等を調べてもらって、熊本、福岡は認めてない、佐賀もはっきりはまだしていないのでまだ調査中、やはり漁業者の大切な資源であるという位置づけで遊漁者の楽しみの対象種じゃないっていうのをみると、有明海では昔から4県でと位置づけがなっている中で、2県はダメだよと踏み込んでいるのであれば、そこが分かった時点で長崎としてもそれに向けて取り組むというぐらいの強い意志を示してもらわないと。今日この委員会の始まる前に栽培漁業推進協議会があったが、ガザミの放流は相当な額ですよ。漁業者が受益者負担しながら相当放流している。漁業者は漁協を通じて負担する。橘湾においてはヒラメに次ぐ放流種とっていいぐらいの位置づけ。有明海の方でも頑張られてやられている。そうやって漁業者は資源を維持するために努力している対象種のトラブルなので、現状調査をするだけでなくもう一歩踏み込んだ意思表示がもらえたらありがたい。</p>
漁業振興課(本多)	<p>説明が不足しており申し訳ありません。 現状調査をするといったところですが、吉本委員が言われたように規則の改正、あとはガザミは、有明4県の広域にまたがる資源ですので国の広域漁業調整員会指示を発出して届出制にする等いろんな手法があるかと思えます。いずれの手法をとるにあたって、実態として今どれぐらいの漁業者の漁獲圧があるのか、また遊漁者がいったいどれぐらい漁獲しているのかという実態把握をしないことには、次のステップに進めないと考えますので、まずは何をやるにしても当面の間は実態把握に努めさせていただきたいと思っております。</p>
岡部委員	<p>実態把握、結構です。やってください。ただしゴールをしっかり見据えて、「調べたら福岡、熊本はダメと言ってます。長崎はそのダメを言えてません。</p>

このダメというためにも実態把握が必要です。」というくらいの強い意思表示をしてもらえば漁業現場は安心できるんですね。ただ現状把握だけをやるぐらいにしか聞こえなければ、行政言葉に聞こえてしまう。水産行政として他県に負けないような、水産県長崎としての行政をやってもらいたい、漁業現場の人を安心させてもらいたいと、そう感じられる説明をしてほしかったということを伝えて終わります。

会 長 そのほか何かありませんか。

野田委員 その「たもすくい」はぜったい昼間見てもわからないです。ライトを全部取り外してる。私もクラゲすくいので出てるので多分、佐賀、熊本、天草からが多いと思います。県内はそういないですね。それからユーチューバーですよ。あれが言うんですよ。どこどこは規制がないからここでとか、動画をあげてボンボン。全部原因はそれです。私たちの港にもなんで今日は邪魔な車が多いなと思ったら、ユーチューバーが「8キロのスズキがここで釣れました」とか、全部動画で流すそうですよ。そうしたらサッと寄ってくるんです。あれが一番ガンになってるようですね。多分昼間は把握するのは無理です。

吉本委員 どうどうとやれてる、長崎県内で。私の周辺のマリーナなんかでは実際、ライトを取り付けて、装具している船が何隻かいる。それを調べたいということ。季節がはずれるとそんなものはないもんだから、冬どれだけ探してもいない。これがシーズンになると毎夜出るから、これが許されてる県だからおそらくやってるんであって、他県をまわっても今、野田委員が言われたように、熊本県でそういう装具している遊漁船を見たらなんでお前はという話になるけど、長崎県はルールがないから、それを1回1回片付けるのか、私の周辺では見たことがない。それを確認する方法は今の時期しかない。だから今まで一歩も動かなかった。この話は何年も。ただ、少し一石を投じて動きを見せてくれている。岡部委員が言われるように私たちが求めるのは結果であって、そこに向かっていくべき。私は無理難題を言っている訳ではなく、長崎県も他県と肩を並べてくれという話。もっと上をやってくれという話ではない。重ねてそこだけ皆さんと共有できればいい結果につながると思っています。どうか重ねてよろしくお願いします。皆さんありがとうございます。

小林委員 前日も言わせてもらったが、漁業者は制限の中で漁をしているのに、遊漁者に制限をかけるのになぜ県がとまどうのか、そこらへんが私はわからない。遊漁者を守らなければならいような県の方針か何かあるんですか。先ほどから岡部委員が言うように漁業者は栽培漁業で一生懸命資源を増やそうとしている中で、お金を出すわけではない遊漁者がとることに対しては絶対おもしろくないですよ。私のところではそういう被害はありませんけども、吉本委員のところでは目の前で毎年そういう被害があっている。漁業者はたまた

ないと思う。何らかの制限を県から発動してもらわないと最終的にはこの問題は解決しないと私は思う。

野田委員 深江沖がわんわん言うのが多いと、昨日の会議では言っていましたね。

吉本委員 深江沖も私の所の沖もたくさん出てます。

野田委員 自分のところは全然見えないんだもんね。

漁業振興課村瀬企画監 私も昨日、有明海のガザミの漁業者協議会に参加させていただきました。皆さんタモすくい網についてはすごく問題意識を持たれていて、どうにかしてくれという強い要望も受けてきました。私たちとしては先ほど岡部委員からもありましたようにまずどこを目指すのか、というところを考えてみますと、遊漁者と漁業者が一体となった、言葉で言えばきれいごとに聞こえるかもしれませんが、一体となった資源管理を目指して、資源の持続的利用を目指していきましょうというのが目標だと思います。それをどう達成していくかという部分について今、漁業調整規則の改正なり、先ほど本多が申しましたように委員会指示の発出といったところもあると思います。いずれにしても方法をどうとっていくかについては、やはりまず実態がどうか、私も昨日、実は初めて聞くことも組合長からありました。まずはどういう実態なのか、何が起きているのかきちんと把握しないと先に進めないということで、先ほど本多が言いましたように、船の数の調査だとか、漁獲圧、漁獲量の調査だとかに一步踏み込んでいく。初めの第一歩というところで取り組んでいきたいと思っています。そういったことで皆さんにいろいろ知恵をお借りすることになると思いますので、その時はご協力をよろしくお願いしたいと思っています。

会長 ほか委員の皆様から何かありませんか。ではこの問題については引き続きよろしくお願いいたします。
事務局から何かありますか。

事務局 次回は、あらかじめお知らせしておりましたとおり、6月11日(火)14時から、会場は本日と同じこの会議室で開催いたします。正式には後日通知を郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長 これを持ちまして、第299回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉 会> 15:30